

# クリスマスカップレース 2018( 兼ビワコカップ第2戦)

主 催: クリスマスカップレース 2018 実行委員会  
協 力: ヤマハマリーナ琵琶湖  
主 管: ヤマハマリーナ株

## 帆走指示書

### 1. 適用規則

本レガッタには、『セーリング競技規則(以下RRS)』に定義された規則が適用される。

### 2. 参加申込

参加資格をもつヨットは、大会本部(ヤマハマリーナ琵琶湖)に12月6日までにFAXにて申し込むことによって、参加することができる。

### 3. 競技者への通告

競技者への通告は、本部船より口頭にて行うものとする。

### 4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日のAM8:30以前にヤマハマリーナ琵琶湖WE Bに掲示されるものとする。

### 5. 申告

5-1 出艇申告は、参加申込書を以て受付けるものとする。

5-2 帰着申告は、フィニッシングラインを横切ったことにより、免除される。

リタイヤ、DNF、タイムリミット艇、それ以外の艇又は出艇申告をしたにもかかわらずスタートしない艇は、12月16日(日)PM3:00迄に、必ず陸上本部へ連絡するものとする。

但し、電話連絡の場合は、必ず艇の責任者が行い、第三者に伝言を託してはならない。

5-3 帰着申告については、レース艇に義務づける事とし、5-2項に違反したヨットは、失格とする。

\*陸上本部連絡先 ヤマハマリーナ琵琶湖 077-578-2182

### 6. レース日程

6-1 12月16日(日) 予告信号の予定時刻 AM10:55

6-2 1つのレースまたは1連のレースが間もなく始まることを艇に喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に音響1声と共にオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。

### 7 クラス旗

ヤマハビワコカップ旗は(黒地に赤のYAMAHAのロゴ)とする。

## 8. レースエリア

琵琶湖南湖とする。

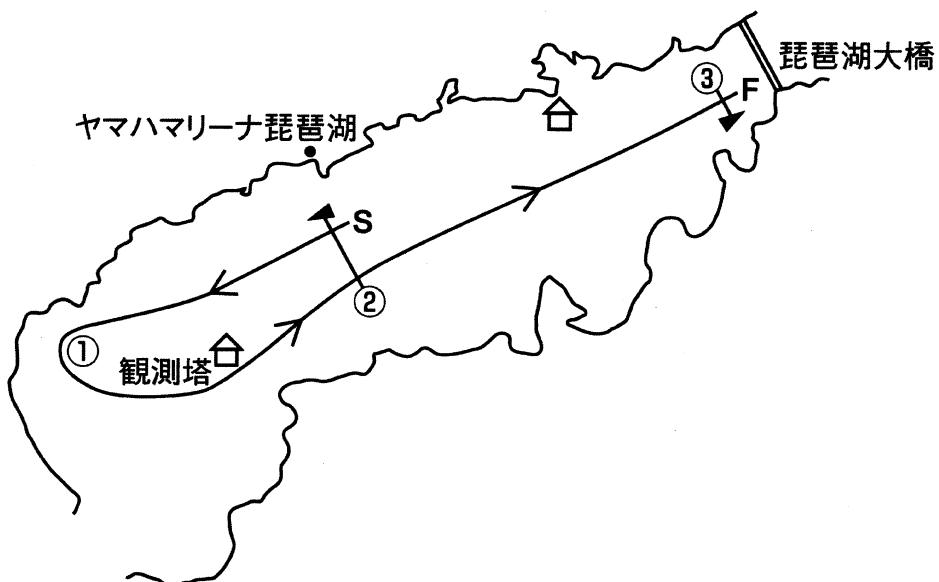
スタートはヤマハマリーナ琵琶湖沖を予定。

## 9. コース

コースは、通過すべきマークの順序及び回航方向を含み、おおよそ次図の通りとする。

### 9-1 コース図

スタート/マーク②(ヤマハマリーナ琵琶湖沖) →マーク①(柳ヶ崎沖) →観測塔(南湖湖心局)  
→マーク②(ヤマハマリーナ琵琶湖沖) →フィニッシュ/マーク③(堅田沖)



### 9-2 コースの次のレグの変更

変更は行わない。

### 9-3 コース短縮

コース短縮をする場合は、RRS 32.2 に従って行う。(音響2声と共にS旗掲揚、)

## 10. マーク

マーク①②③は、高さ約1.3mの黄色三角ブイである。

## 11. スタート

11-1 レースはRRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前として、スタートさせる。

- |                      |         |                      |
|----------------------|---------|----------------------|
| (予告信号)               | スタート5分前 | ヤマハビワコカップ旗掲揚、音響1声    |
| (準備信号)               | スタート4分前 | P旗またはI旗またはU旗の掲揚、音響1声 |
| (1分)                 | スタート1分前 | 準備信号の降下、長音1声         |
| (スタート信号) クラス旗降下、音響1声 |         |                      |

11-2 スタートラインは、レースコミッティボートのオレンジ色旗を掲げたポールと、  
スタートマーク②の間とする。

## 12. スタートのペナルティ( I 旗規則、U 旗規則)

12-1 準備信号時にI 旗が掲揚された時は、RRS 30.1 が適用される。

12-2 I 旗が掲揚された場合、スタート信号前の1 分間に、艇体、乗員又は艤装の一部でもスタートライン又はそのどちらかの延長線上のコースサイドにある場合、その艇はスタートする前にスタートラインの延長線を横切りプレ・スタートサイドまで帆走しなければならない。

12-3 準備信号時に U 旗が掲揚された時は、RRS 30.3 が適用される。

12-4 U 旗が掲揚された場合、スタート信号前の1 分間に、艇体、乗員又は艤装の一部がスタートラインの両端と最初のマークで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされなければならない。ただしレースが再スタートまたは再レースとなった場合は、失格とならない。

## 13. 個別リコール

13-1 RRS 29.1 により、レース本部艇にX 旗を掲げ音響1 声を発する。

13-2 スタート信号の際、艇体・乗員又は艤装の一部がスタートラインのコースサイドにある場合  
その艇はスタートする前に完全にスタートラインのプレスタートサイドを帆走しなければならない。

13-3 掲揚の時間は、全てのリコール艇がスタートライン及びその延長線上のプレスタートサイドに完全に入るか、あるいはスタート信号後4 分間のいずれか 早い方とする。

## 14. ゼネラルリコール

14-1 RRS 29.2 により、レースコミッティボートに第1 代表旗を掲げ、音響2 声を発する。

14-2 新たなスタートの予告信号は、音響1 声と共に第1 代表旗が降下した1 分後に発せられる。

## 15. フィニッシュ

フィニッシングラインは、レースコミッティーボートのオレンジ色旗を掲げたポールと  
フィニッシュマーク③との間とする。

運営艇に青色旗が掲げられた時は、フィニッシングラインに位置していることを意味する。

## 16. タイムリミット

タイムリミットは、12月16日(日)15:00 とする。

## 17. 抗議

17-1 抗議は、陸上本部で入手し得る書式に記入し、最終艇フィニッシュ後60 分  
以内に陸上本部に提出しなければならない。

17-2 抗議の通告は、審問の場所・時刻・抗議の当事者又は証人として指名された者  
を競技者に知らせる為、抗議締切時刻後30 分以内に掲示するものとする。

17-3 審問に出席を怠った場合は、RRS 63.3.(b)を適用する。

## 18. 順位の決定

- 18-1 ポーツマスナンバーによる修正時間にて順位を決定する。
- 18-2 ホワイトセール(メインジブ共ダクロンまたはテトロン製)を装着している艇はポーツマスナンバーを+3, 0とする。申込み時自己申告すること。  
但しレース委員会が現認する場合もある。

## 19. 失格に代わるペナルティー

RRS 44.2 を適用する。(2回転のペナルティー)

\*ケース後速やかに2回のタックと2回のジャイブを含む同一方向への2回転

## 20. ゴミの投棄

レース艇はいかなるゴミも湖上に投棄してはならない。

## 21.エンジンの使用

レース中に艇体に付着した水草等の除去のため、一時的にエンジンを使用することを認める。

使用後、出来るだけ早く他艇から離れた後、1回転ペナルティを履行しなければならない。

ただし、艇がそのレースで明らかな有利を得ない場合に限る。

## 22. 得点方法

22-1 本レースの成績は、シリーズレースである『2018ビワコカップ』の得点として加算される。

### 22-2 得点方法

☆正規にスタートしてフィニッシュした艇	1位	0点
	2位以下	順位点の得点
☆DNC(スタートしなかった。スタートエリアに来なかった。)	そのレースの参加隻数+3点	
☆DSQ(失格。)	"	+2点
☆RET(リタイアした。)	"	+1点
☆OCS(スタートしなかった。スタート信号の時のスタートライン)	そのレースの参加隻数+1点	
(のコースサイドにおいてスタートしなかったか、規則30.1に違反した。)		
☆UFD(規則30.3に基づく失格。)	そのレースの参加隻数+1点	
☆DNS(スタートしなかった。DNCとOCS以外)	そのレースの参加隻数の得点	
☆DNF(フィニッシュしなかった。)	そのレースの参加隻数の得点	

## 23. 表彰

ビワコカップシリーズ

総合1~3位

クリスマスカップ

ファーストフォーム賞

総合1位~3位 その他飛び賞あり

24. 事故発生時の緊急連絡先

陸上 ヤマハマリーナ琵琶湖

077-578-2182

湖上 セーリングスタッフカンパニー 中西金一郎

090-3708-1677

25. ポーツマスナンバー一覧					
艇種	ポーツマス No	艇種	ポーツマス No	艇種	ポーツマス No
Y-33S	87.9	Y-31F	93.0	Y-24F	107.3
YR-9.5IMS	91.3	YR-30	94.0	Y-25ML・II・III O/B	106.2
YR-30 II	92.3	Y-35EX	94.1	Y-23・II・III	106.3
Y-31S・SLTD	92.0	Y-30S II	97.5	Y-25ML・II・III I/B	106.8
Y-30S NEW	91.5	Y-31 II EX SH	103.9	Y-24	107.1
FARR31	91.2	Y-30ST	98.1	Y-25 II	107.9
		Y-30S	99	Y-21S,	109.9
		Y-28S	101	Y-21C	110.8
		Y-26 II S	101	Y-21R/C	111.5
		Y-31 II EX	101.9	J-21	113
		Y-26S・SC	102		
		Y-30CR・CRS	102.5		
		Y-26C・CEX	103.8		
		Y-26 II EX SH	106.0		

\*上記にない艇に関してはレース委員会でポーツマスナンバーを決定する。

\*ホワイトセイル艇は自己申告することによりポーツマスナンバーを+3.0とする。

\* 標準艇内装備、設備( クッション、床板等) と船舶検査に必要な法定安全備品を船外へ降ろすこと  
は認めない。また、安全のためアンカー及びアンカーラインの搭載を義務づける。

但し、テーブルとその支え、ギャレージンバル、コンロはその限りではない。

\*インスペクション…レース委員会は、艇内装備、設備、搭載備品、機装セールエリアの検査のため  
隨時レース艇に立ち入り検査を行う権限を有するものとする。